「それゆけ!キッズ消防隊」イラスト使用要綱

制定 令和3年3月31日消予第1164号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は「それゆけ!キッズ消防隊イラスト(商標登録証 登録第6343 078号)」(以下「イラスト」という。)の使用に際し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 イラストに関する一切の権利(著作権及び商標権等)は、横浜市消防局(以下 「消防局」という。)に帰属する。

(使用目的)

第3条 イラストは防火・防災の普及啓発に関する事業や取組を、幼児等に対し親しみ やすく広報するために使用するものとする。

(使用申請)

- 第4条 イラストを使用するときは、事前に消防局長(以下「局長」という。)の承認 を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 消防局内において、防火・防災の普及啓発に関する取組又はそれに準ずる業務の目的で使用する場合
 - (2) 個人的に家庭内又はそれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
 - (3) その他局長が認める場合
- 2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、 局長へ提出しなければならない。
- (1) イラストの使用状況がわかる完成見本等
- (2) その他局長が必要と認める書類

(使用承認)

第5条 局長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が第3 条に定める使用目的に合致する場合は、使用承認書(第2号様式)を通知するものと する。その際、局長が必要と認める場合には、イラストの使用方法その他について、 条件を付すことができる。

(使用を承認しない場合)

- 第6条 イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないも のとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 横浜市の信用又は品位を害するとき又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 特定の企業又は商品等を支援、推奨若しくは宣伝し、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
 - (5) イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (6) イラストのイメージを損なうとき又はそのおそれがあるとき。
 - (7) イラストの著しい変形その他、使用が適当でないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるほか、承認することが不適当と認めるとき。
- 2 局長は、前項の規定により使用を承認しない場合は、使用不承認通知書(第2号様式)を通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第7条 イラストを使用する全ての者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 原則としてイラストを使用する際は、デザインの周囲に「それゆけ!キッズ消防隊」とキャプションを付けること。

また、キャラクターを個別に又はキャラクターを数体組み合わせて利用する場合には「それゆけ!キッズ消防隊」のキャプションと併せて隊員名を明示すること(別添参照)。ただし、一連の印刷物に複数回イラストを表示する場合には、少なくとも最初の1個に明示すること。

- (2) 原則としてデザインの変更や色の変更をしないこと。ただし、イラストの本質的 特徴を変形しない範囲で、服装等の変更については可とする。服装の変更について は、消防業務を遂行する際に着用する被服や装備に限るものとする。
- (3) 無断で他のイラスト等と重ねて使用しないこと。他のイラスト等と重ねて使用する場合は、事前に消防局予防課と協議し、承諾を得ること。
- (4) この要綱又はイラストの使用に関して必要な事項等を局長が変更した場合は、変 更後の規定内容に従うこと。
- 2 第5条の規定による使用承認を受けた者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる 事項を遵守しなければならない。
- (1) 承認された使用内容の範囲内で使用すること。
- (2) 承認に関わる物品等の完成品を消防局へ提出すること。ただし、完成品の提出が

困難な場合は、その写真等を提出すること。

(3) 第5条の承認を受けた内容に関する権利を他社に譲渡し、又は使用させないこと。

(使用料)

第8条 イラストの使用料は、原則として無料とする。ただし、消防局において有料と することが適当と認められる場合はこの限りでない。

(使用内容の変更)

- 第9条 使用者は、申請内容を追加又は変更しようとする場合は、新たに使用申請書(第 1号様式)を局長へ提出し、承認を受けなければならない。ただし、局長が軽微な変 更であると認め、変更の申請を要しないと判断した場合はこの限りでない。
- 2 局長は前項に規定する変更の申請があった場合には、その内容を確認し、適当と認める場合は、使用承認通知書(第2号様式)を通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

- 第10条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認(第9条による使用 内容の変更があった場合は、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取消し、使 用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。) を行うことができる。この場合において、使用者は直ちにその請求等に従わなければ ならない。
 - (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
 - (2) 使用者が第5条又は第9条による使用承認に付した条件に違反したとき。
 - (3) 申請書の内容に虚偽が認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、イラストの使用内容が不適当であると認められると き。
- 2 局長は、前項により使用承認を取り消すときは、使用承認取消通知書(第3号様式) を使用者へ通知するものとする。
- 3 消防局は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 4 局長は、使用者にイラストの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占制等)

第11条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラストを使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、商品、使用者等について消防局の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 消防局は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に関わる経費又は役務 を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第13条 消防局は、イラストを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、イラストを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、 これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 消防局は、広く利用促進を図る観点から、イラストの使用承認の状況等について公開することができる。

(管理)

第15条 イラストの使用管理及びこの要綱に関する事務等については、消防局予防課が 所管する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、別に消防局予防部長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

それゆけ!キッズ消防隊 イラスト使用申請書

年 月 日

横浜市消防局長

住 所 〒

商号又は名称 代表者職氏名

それゆけ!キッズ消防隊のイラストを使用したいので次のとおり申請します。

また、使用に際しては、「それゆけ!キッズ消防隊」イラスト使用に関する取扱要綱に定める事項を遵守します。

| 使用媒体及び 名称 | 使用媒体: 名称: |
|----------------|--|
| 使用目的 | |
| 使用媒体の 具体的内容 | ※使用箇所や数量、規格等を記入してください |
| 使用期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで ※使用媒体によって使用期間が違う場合は、分けて記入してください |
| 特記事項 | |
| 連絡先 | 担当者名: 住 所: 電話番号: E-MAIL: |

使用状況がわかる完成見本等(添付できない場合、写真や印刷原稿等)を添付してください。 ※本申請書は<u>消防局総務部予防課(sy-yobo@city.yokohama. jp)</u> あて送付してください。

それゆけ!キッズ消防隊 イラスト使用承認・不承認通知書

年 月 日

様

横浜市消防局長印

年 月 日に使用申請のありました次の内容について、承認・不承認します。

| 年 月 1 | 日に使用申請のありました次の内容について、承認・不承認します。 |
|------------|-----------------------------------|
| 使用媒体・名称 | 使用媒体: 名称: |
| 使用目的 | |
| 使用媒体の具体的内容 | ※使用箇所や数量等を記入してください |
| 使用期間 | 年月日から年月日まで |
| | ※使用媒体によって使用期間が違う場合は、分けて記入してください |
| 承認番号 | |
| 特記事項 | |
| 連 絡 先 | 担当者名: 住 所: 電話番号: E-MAIL: |

| ※不承認の理由 | | | |
|---------|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

担当 消防局 部 課電話

それゆけ!キッズ消防隊 イラスト使用承認取消通知書

年 月 日

様

横浜市長局長

印

年 月 日付使用承認した次の内容については、次の理由により取消します。

取消し理由

担当 消防局 部 課電話



